

第5号議案

令和8年度

亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度亀岡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

1,885,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 1,517,752
	1 後期高齢者医療保険料	1,517,752
2 使用料及び手数料		155
	1 手数料	155
4 繰入金		360,679
	1 一般会計繰入金	360,679
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		6,713
	1 延滞金、加算金及び過料	290
	2 償還金及び還付加算金	6,207
	3 市預金利子	1
	4 雑入	215
歳入合計		1,885,300

2 歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 20,955
	1 総務管理費	14,372
	2 徴収費	6,583
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,858,066
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,858,066
3 諸支出金		6,207
	1 償還金及び還付加算金	6,207
4 予備費		72
	1 予備費	72
歳出合計		1,885,300